

科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」
「事業の目標、行程管理及び評価に関する基本的な考え方(仮称)」
で検討すべき内容について(骨子)

平成24年7月12日
文部科学省
科学技術・学術政策局
政策科学推進室

1. 事業全体の目標設定について

- 各プログラム間での具体的な連携・協力・協働作業を図るために、事業全体の目標として、以下を設定することは妥当か。
 - ① 社会経済のグローバル化、世界人口の増加、先進諸国の少子高齢化と途上国の急激な人口増、エネルギー・水・食糧等資源の逼迫、地球環境問題、感染症・テロ問題など、複雑かつ多様な課題が顕在化し、また顕在化していない課題もあるなかで、科学技術イノベーションによって解決すべき課題を科学的な視野から発見・発掘すること。
 - ② 発見・発掘した課題の解決のため、科学技術イノベーション政策によって課題解決を実現しうる政策課題を同定するとともに、政策課題に対して取り得る政策とその経済的・社会的波及効果及びその影響の分析結果を、複数の政策オプションとして立案できるようにすること。
 - ③ また、立案された政策オプションを政策の決定や実施に活かす等により、政策課題の解決につなげる取組の充実を図ること。
- その際、これまで推進委員会において示されている設計理念や目指すべき姿などの各種方針については、引き続き配慮することでよいか。
 - (1) 経済・社会を取り巻く状況や構造が大きく変化しており、これに適切に対応するために科学技術イノベーションへの期待が高まっていることを踏まえ、現実社会における観察を通じて、社会が直面している問題を抽出するとともに、必要な客観的根拠(データや情報などのエビデンス)の多面的な把握に努めること。
 - (2) 上記により抽出された問題に対して、科学が解決すべき課題であるのか、技術が解決すべき課題であるのか、あるいは社会システムのイノベーションによって解決すべき課題であるのかを同定すること。
 - (3) エビデンスを構造化・体系化するとともに、同定された課題を解決する処方箋として、考えられる評価基準を付加した上で選択可能でかつ分かりやすい形で「科学技術イノベーション政策」オプションを提示すること。

- (4) 「科学技術イノベーション政策」の実施や社会実装にあたっては、研究者や政策決定者はもとより、国民やメディアを含めたステークホルダーの合意形成を進めるとともに、科学者、技術者、政策決定者等の行動倫理や規範を確立すること。
- (5) 事業の推進を通じて得られた成果については、社会の共有財産として蓄積するとともに、国民が政策形成へ参加するための基盤として十分に活用されるよう、積極的な情報提供に努めること。
- (6) 「政策のための科学」は、広範な学問領域にまたがり、かつそれが複雑に絡み合っているため、多様な学問領域間のコミュニケーションを通じて課題を共有化し、協働して課題解決に取り組むとともに、併せて、「政策のための科学」のコミュニティ形成の構築にも努めること。
- (7) 「政策のための科学」の深化と、客観的根拠に基づく政策形成の実現に向けた政策形成プロセスの進化が重要であり、これらを車の両輪として推進すること。

2. 事業全体の目標達成を牽引・主導する新たな仕組みについて

- 事業全体の目標達成に向けて、既存の各プログラムの取組を牽引・主導するとともに、得られた成果を政策形成に活かすため、新たな仕組みとして、「SCIPs 政策ブリッジ実践プログラム（仮称）」や「SCIPs 政策ブリッジ実践運営センター（仮称）」を検討することは妥当か。（別紙1）
- また、平成23年5月16日に推進委員会より示されている基本構想で定義づけられている各プログラムの趣旨については、「SCIPs 政策ブリッジ実践プログラム（仮称）」により各プログラムの取組を牽引・主導する観点から、従来の記述に加えて下記の通り追記（追記部分は見え消し及び下線部分）することは妥当か。

<政策課題対応型調査研究>

- 短中期における政策への活用を目指し、科学技術政策研究所が中心となって、具体的な政策課題に対応した調査研究を実施し、研究成果を体系的に整理して客観的根拠として提示する。
- 検討にあたり、外部の幅広い分野の研究コミュニティの参画を得ることとし、更に政策課題の設定や成果の適切な解釈のため、行政における政策立案担当部署との連携・協働を強化する。
- 当面、政府の研究開発投資の経済的・社会的波及効果に関する総合的な調査研究を実施するし、その成果を第5期科学技術基本計画の策定に向けた検討に役立てるとともに、「SCIPs 政策ブリッジ実践プログラム（仮称）」への主体的な参画・協力のあり方について検討する。

<公募型研究開発プログラム>

- 客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策の形成に中長期的に寄与するため、新たな解析手法やモデル分析、データ体系化ツール、指標等の開発のための研究開発を推進する。
- 幅広い分野と関連する学際的分野で、関与する研究者の層を広げていくために、大学等における関連分野の研究者層を対象に公募によって研究開発を推進する。あわせて、その活動状況を社会へ広く発信し対話の場を作り、コミュニティ・ネットワークを拡大させる。
- 本事業の目的を踏まえ、政策立案への活用を視野に入れ、研究成果に基づく問題提起や政策提言を成果として重視する。このため、きめ細かいマネジメントを行う。
- 科学技術振興機構（JST）社会技術研究開発センター（RISTEX）に公募型の新たな研究開発プログラムを設定する。
- 研究開発プログラムの設定、個別テーマの選定に当たっては、本事業全体の推進の観点重視し、他の個別プログラムとの連携・協働にも配慮する。
- 「SCIPs 政策ブリッジ実践プログラム（仮称）」の運営に関しては、必要となる研究領域を限定した公募を実施する可能性を検討する。

<基盤的研究・人材育成拠点>

- 客観的根拠に基づく政策形成に携わる人材や、「科学技術イノベーション政策のための科学」という新たな研究領域の発展の担い手となる人材、政策と研究をつなぐ人材を育成するとともに、関係する基盤的研究を推進するための国際的な水準の研究・人材育成拠点を設置する。
- 基盤的研究や人材育成は、「科学技術イノベーション政策のための科学」という人文・社会科学と自然科学の枠を超えた新たな学際的学問分野を発展させるために、体系化されたカリキュラムによる人材育成コースの実施と、関係する研究を通じて行う。
- 「SCIPs 政策ブリッジ実践プログラム（仮称）」の運営に関しては、拠点が主体的な役割を果たせる可能性を検討する。

<データ・情報基盤>

- 文部科学省及び科学技術政策研究所を中心に、政策形成の実践の場と、本事業を中心とした調査分析や研究に活用されるよう、必要なデータ・情報を体系的かつ継続的に蓄積し、「政策のための科学」に資するデータ・情報基盤を構築する。
- 整備するデータ・情報は、統計データを含む分析対象としての一次データ（特許、論文、人材、予算等）の他、それを分析した結果の論文、提言、行政における審議会報告書、調査報告書など多岐にわたる。

- 本プログラムで得られたデータを社会の共有資産である既存のデータ・情報基盤に加えるとともに、それらを体系的かつ継続的に整備・利用できる環境を構築する。科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」及び「政策形成プロセス」の進化の基盤として、議論の前提となる情報へのアクセスが容易となるようなデータベース等の構築を目指す。
- 「SCIPs 政策ブリッジ実践プログラム（仮称）」の運営に関しては、「データ・情報基盤」の参画・協力の在り方について検討するとともに、科学技術振興機構研究開発戦略センター（CRDS）が進める科学技術俯瞰図の取組等関連する事業との連動の可能性についても検討する。

3. 各プログラムの工程表について

- 事業全体の目標達成に向けて、各プログラムの計画的かつ効果的な推進を図る観点から、各プログラムの工程表（ロードマップ）を作成するとともに、進捗に併せて定期的に更新することは妥当か。
- ロードマップに盛り込むべき内容として、次の諸点は妥当か。
 - － 各プログラムで達成すべき目標
 - － 達成すべき目標に向けた具体的な手順（マイルストーンとその達成時期など）
 - － 各プログラムを推進する上での課題 など

4. 評価時期及び評価体制について

- 本事業では、最長15年の長期間に亘る支援を予定しており、事業全体の工程管理の観点から評価時期、評価の仕組みや評価体制等について検討する必要がある。評価時期に関しては、事業全体の初回の中間評価を原則として平成27年度に実施することとし、遅くとも平成26年度末までに適切な評価の仕組みを検討することによいか。また、各プログラムの評価については、事業全体の中間評価までに終了させることによいか。（別紙2）

（参考：当面想定している既存の各プログラムの実施期間）

- ① 政策課題対応型調査研究*（NISTEP） H23-26
- ② データ・情報基盤の構築（NISTEP） H23-26
- ③ 公募型研究開発プログラム（JST/RISTEX） H23-29
- ④ 基盤的研究・人材育成拠点の形成（政策研究大学院大学他） H23-37

* 政府の研究開発投資の経済的・社会的波及効果に関する総合的な調査研究

○ 評価の仕組みの検討にあたっては、以下の諸点に留意することで良いか。

【事業全体の評価】

- ・ 基本的に第三者（外部）が中心となって評価を実施する体制の整備（客観性、中立性の確保の観点に留意）
- ・ 個別プログラムの評価との重複排除

【個別プログラムの評価】

- ・ 原則として各プログラムの管理主体で評価実施体制等を検討し、プログラムの特性に応じた評価を実施（その際、研究を行う機関としての科学技術政策研究所（N I S T E P）と基盤的研究・人材育成拠点整備事業や公募型研究開発プログラムのマネージングをしている文部科学省やR I S T E Xでは、評価の観点が異なることに配慮が必要）